

かつしか 区議会だより

第3回定例会

9月	13日	本会議（一般質問等）
	14日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	15・19～21日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	22日	議会運営委員会
	25日	本会議（議案の議決等）
	26日～28日	特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
10月	29日	決算審査特別委員会
	2日～4日	決算審査特別委員会、議会運営委員会理事会
	6日	決算審査特別委員会、議会運営委員会理事会
	11日	議会運営委員会
	12日	本会議（議案の議決等） 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会

主な内容 2～4面…一般質問 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

No.259 令和5年（2023年） 11月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



議長選挙

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われたほか、令和5年度一般会計補正予算（第3号）をはじめとする区長提出議案等34件、議員提出議案（意見書）など5件が可決されました。

また、定例会最終日に、峯岸良至議長と山本ひろみ副議長の辞職に伴い、議長・副議長選挙が行われ、新議長に伊藤よしのり議員、新副議長に下山しんいち議員が選出されました。



議長
伊藤 よしのり



副議長
下山 しんいち

新議長に伊藤よしのり議員、
新副議長に下山しんいち議員を選出

令和4年度決算5件を審査・認定

就任のごあいさつ

10月12日の本会議におきまして、私も議長並びに副議長に就任をいたしました。身に余る光栄であると同時に、改めてその職責の重さを痛感しているところでございます。議長・副議長として力を合わせ議会運営に取り組みたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し社会活動の正常化が進みつつある中、物価高騰なども加わり、区民の皆さまの生活を取り巻く状況は大きく変わってきています。区政においては、限られた財源の中で、大規模災害への対策、子育て・教育施策、交通網の整備、公共施設の更新など、さまざまな重要課題が山積しており、区が果たすべき役割は重要性が増しております。

こうした状況の中、区議会は本区の意思決定機関としての責任と使命を重く受け止め、全議員が区民の皆さまの負託と信頼にこたえるとともに、さらなる区政伸展のため、執行機関と力を合わせ、全力を傾注してまいります。

区民の皆さまには、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

区議会議員 伊藤 よしのり
区議会副議長 下山 しんいち

新しい委員会構成

今回の定例会の最終日に、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の各委員の一部が変更されました。
新しい委員会構成は、下表のとおりです。（◎委員長 ○副委員長 ◇理事）

（令和5年10月12日現在）

常任委員会	総務委員会（9名）	◎秋家 聡明 ○江口 ひさみ 大森 ゆきこ 峯岸 良至 小山 たつや 米山 真吾 中村 しんご 舟坂 とも むらまつ 勝康
	保健福祉委員会（10名）	◎清水 こういち ○齊藤 大介 高木 信明 筒井 たかひさ 山本 ひろみ かわごえ 誠一 片岡 ちとせ おおにし 順子 小林 ひとし 高沼 田 たか子
	建設環境委員会（10名）	◎うてな 英明 ○安西 まさのぶ 秋本 とよえ 伊藤 よしのり 岩田 よしかず 下山 しんいち 中村 けいこ 木村 ひでこ つた えりな 夏目 佳代子
	文教委員会（10名）	◎池田 ひさよし ○大高 拓 梅沢 とよかず 工藤 きくじ 牛山 正 細木 まこと 門脇 翔平 三小田 准一 小川 ゆうた みずま 雪絵
議会運営委員会（10名）	◎筒井 たかひさ ○小山 たつや ◇梅沢 とよかず ◇米山 真吾 ◇中村 しんご 大森 ゆきこ 高木 信明 清水 こういち 小細 木 まこと かわごえ 誠一	
特別委員会	区民サービス向上対策特別委員会（12名）	◎三小田 准一 ○牛山 正 秋家 聡明 齊藤 大介 高木 信明 筒井 たかひさ 小山 たつや 門脇 翔平 中村 けいこ 夏目 佳代子 みずま 雪絵 むらまつ 勝康
	危機管理対策特別委員会（12名）	◎大森 ゆきこ ○かわごえ 誠一 秋本 とよえ 安西 まさのぶ 江口 ひさみ 下山 しんいち 大高 拓 木村 ひでこ おおにし 順子 小川 ゆうた つた えりな 沼田 たか子
	都市基盤整備特別委員会（12名）	◎細木 まこと ○工藤 きくじ 池田 ひさよし 梅沢 とよかず 岩田 よしかず 清水 こういち うてな 英明 米山 真吾 片岡 ちとせ 中村 しんご 小林 ひとし 舟坂 とも

監査委員 峯岸 良至 監査委員 山本 ひろみ

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状など時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。議員など政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れなどをしたり、お祝い金（出産・新築など）、贈り物（お中元・お歳暮など）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。